明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一
○投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号ロ及びニ並びに投資信託財産の計算に関する規則第五十九条第一項第二号ロ及びニに規定する格付を指定する件（**金融庁**二一）
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を改正する件（**同**二二）
○食糧援助に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**七八）
○ジェリコ市水環境改善・有効活用計画の実施のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（**同**七九）
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**同**二二）
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**六、七）

二
○平成二十三年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件（**文部科学**三六）
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域の一部を改正する件（**厚生労働**五一）
○コロンビア共和国産イエローピタヤの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六〇九）
○保安林の指定をする件（**同**六一〇～六一七）
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**二六五）
○平成十八年国土交通省告示第五百九十八号の一部を改正する件（**同**二六六）
○航路標識に関する件（**海上保安庁**七一～七三）
○道路に関する件（**東北地方整備局**四三～四五）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務区域を変更した件（**関東地方整備局**七九）
○道路に関する件（**九州地方整備局**四九、五〇）
○都市計画に関する件（**同**五一）

三
〔国会事項〕
〔人事異動〕
最高裁判所

三
〔官庁報告〕
労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）
国家試験
第六回紛争解決手続代理業務試験合格者（厚生労働省）

四
〔資料〕
閣議決定等事項

五
〔公告〕
諸事項

六
官庁
財団、司法書士懲戒処分、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、証票無効、建設業の許可の取消処分関係

七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係

八
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係

八
会社その他

告示

○金融庁告示第二十一号

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号ロ及びニ並びに投資信託財産の計算に関する規則第五十九条第一項第二号ロ及びニに規定する格付を指定する件（平成十九年八月金融庁告示第六十二号）は、廃止する。

平成二十三年三月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第二十二号

金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年三月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

第二条中「平成二十年十月三十一日付業種別委員会報告第四十号」を「業種別委員会実務指針第四十号」に改める。

○外務省告示第七十八号

平成二十三年三月二日にアクラで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　片上慶一在ガーナ大使
ガーナ側　アルハジ・ムハマド・ムムニ外務・地域統合大臣

平成二十三年三月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男